いじめに関する現状と課題

・本校において、年次内や部内でトラブルが発生した場合、いじめ対策委員会での共通認識のもと、年次団・担任を中心に指導しているのが実態である。トラブルには、冷やかし・からかいやライン・ツイッターによるものが多い。「いじめはいつ、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識のもと、生徒の自主的ないじめ防止活動を推進し、教職員による組織的・継続的指導を行う必要がある。

いじめへの対策の基本的な考え方

- ・学校経営計画ともリンクさせ、目指す生徒像を全教職員と共有し、全校生徒に向けたSHRや集会を実施し、生徒の人間性の向上に努め、いじめの防止につなげ、いじめのない社会の構築を目指す。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・上記、いじめに関する現状と課題から、本校「いじめ対策委員会」には、年次主任、該当ホームルーム担任をおくことが重要であると考える。 部内におけるいじめ発生時には、部顧問の参加も考慮の上、きめ細かい対応をしていく。
- ・外部機関によるネットパトロールや STANDBY を活用し、いじめの根源を把握するとともに、生徒課教員によるブログ等のチェック体制を機能させ、ネット上でのいじめの根絶を図る。

〈重点となる取り組み〉

- ・SNS の利用やネット上のトラブルにおける認識を深めるための教育を実践する。特に、新入生の指導に力を入れる。
- ・「いじめについて考える週間」において、自らの考え方を振り返り、自己反省を行いながら、将来いじめの起きない社会を構築していくことの 必要性について考えさせる。
- ・1年次の「情報」の授業を通し、情報モラルについての周知徹底を図る。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の基本方針については、学校のホームページなどにより、内容を確認できるようにする。
- ・学校から保護者に対する諸文書を通じて、本校の取組についての情報を提供し、 連携を図る。また、保護者懇談会、保護 者面談等を通じ、意見交換や協議の場を 設け、取組の改善を図る。
- ・市内生徒指導連絡協議会や、学校評議員などの協力のもと、特に学校外の生活に関する情報収集に努め、指導に活かす。

校

いじめ対策委員会

〈対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、 年2回のアンケート作成と実施、検証の中核とす ス
- ・相談窓口や発生したいじめ事案への対応を行う。 〈対策委員会の開催〉
- ・年5回の定例会と、問題発生時は臨時委員会を実施する。
- 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で全職員に周知する。
- 〈構成メンバー〉

・校外

精神科校医、スクールカウンセラー、スクールソ ーシャルワーカー、保護者等

・校内

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、 教務課長、総務課長、進路課長、各年次主任、 教育相談室長、養護教諭、保健主事、 人権教育係主任、該当担任

全教職員

関係機関等との連携

〈関係機関名〉

- ・県教育委員会、児童相談所、警察等
 〈連携の内容〉
- ネットパトロールによる監視等
- ・STANDBY によるいじめ等の把握 〈学校側の窓口〉
- 生徒課長

学校が実施する取組

① | 教員研修

- い ・教職員の指導力向上を目的とした研修を実施する。
- じ生徒会活動
- め┃・日頃から、生徒が自ら考えたいじめ防止のための啓発活動を実施する。
- の居場所づくり
- |防||・生徒間での声かけや学校行事や HR 活動を利用した自主活動を行う中で、周囲に配慮する力、かかわりの力を身につけさせる。

止 情報モラル教育

・情報モラルを身に付けるための教育を入学時に実施する。また、情報の授業を通じて情報モラル教育を充実させる。

実態把握と相談体制の確立

- ② |・年間 17 回(令和 5 年度予定)のスクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
- 早一・心理検査を実施する。
- 期 ・生徒アンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。また、週1回生徒情報の交換の場を設け、情報を集約し、早期発見に努める。

発 情報共有

- 見 ・気になる生徒の情報を各年次団会議であげ、その情報を共有する。また、必要に応じていじめ対策委員会とも情報を共有し対策を練る。 家庭との連携
- ・欠席や遅刻、早退等があった場合、家庭連絡を行い、生徒の変化があれば家庭と学校が協力し、生徒理解に努める体制を徹底する。
- ③いじめの有無の確認
- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を得たり、その可能性がある場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- じ いじめへの組織的対応の検討
- めしいじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- へいじめられた生徒への支援
- の ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒とその保護者への支援を必要に応じて行う。
- 対いじめた生徒への指導
- 処┃・当該生徒の周囲の環境を含めた背景をつかみ、保護者の協力を得、毅然とした態度で、健全な人間関係が構築できるよう指導を行う。